

都立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の策定について（概要）

1 経緯

- 東京都教育委員会は、平成30年2月に教員の長時間労働を改善し、学校教育の質の向上を図るため、「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、平成31年2月には「学校における働き方改革の成果と今後の展開」を公表
- 文部科学省は、平成31年1月に学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し、服務監督権者である各教育委員会に対して、教師の勤務時間の上限に関する方針を策定するよう通知
- 今回、東京都教育委員会は、国のガイドラインを参考に方針を策定

2 対象職員

都立学校の教育職員（校長、副校長、実習助手、寄宿舎指導員を含む。）

3 勤務時間の考え方及び把握方法

- 在校時間（休憩時間及び勤務時間外に自発的に行う自己研さん等の時間を除く。）に、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している校外での時間（休憩時間を除く。）を加えて、「在校等時間」として、本方針における勤務時間とする。
- 出勤カードシステムにより日々計測し、校外の時間や土日、祝日の校務等についても本人の報告等を踏まえて日々計測して、在校等時間を把握する。

4 勤務時間の上限の目安時間

(1) 上限の目安時間

いわゆる時間外労働時間について、1か月45時間、1年間360時間を超えないようにする。

（※時間外労働時間とは、在校等時間の総時間から正規の勤務時間の総時間を減じた時間）

(2) 特例的な扱い

学校事故の発生、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案の発生等、一時的又は突発的に、勤務時間外に勤務をせざるを得ない場合は、特例的な扱いを認めることができる。ただし、1年間に720時間を超えないようにする等の制限あり。

5 労働法制の遵守及び教育職員の健康確保等

休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守する。また、在校等時間が一定時間を超えた教育職員への医師による面接指導や健康診断等を実施する。

6 方針等の周知

全都立学校長宛て方針を通知するとともに、「学校における働き方改革 取組事例一覧」をあわせて送付する。また、区市町村教育委員会にも参考として送付する。